

「生命科学・医学系研究に関する情報公開文書」

研究機関名：東北医科薬科大学

受付番号	2026-2-020
倫理審査（初回審査）	2026年5月27日
研究課題名	妊産婦死亡剖検症例における副腎組織の病理学的解析
研究の対象	妊産婦死亡された症例で、弘前大学分子病態病理学講座で1985年1月から2026年3月までに剖検された5症例、近畿大学奈良病院が各施設に照会、提供を受けた後にレジストリ事業で利用可能となり、さらに東北医科薬科大学に提供される75症例。また対照として、大阪大学大学院医学系研究科法医学教室で2014年10月から2021年3月に法医解剖が行われた妊娠していない成人女性20症例、および弘前大学分子病態病理学講座で1985年1月から2026年3月までに剖検された妊娠していない成人女性10症例。
研究の概要 （試料・情報の利用目的及び利用方法）	研究目的：妊産婦死亡例での内分泌機能の病態を明らかにすることです。 研究の方法：患者さんの過去の診療情報を診療録（カルテ）から調査し、さらに副腎組織の病理所見との関連性を探索します。
研究期間	2026年6月3日 ～ 2031年3月31日
試料・情報の利用または提供開始予定日	2026年6月3日 ～ 2031年3月31日
調査データ該当期間	1985年1月1日 ～ 2026年3月31日
試料・情報の提供を行う機関の名称及びその長の氏名	該当なし
提供する試料・情報の取得の方法	過去の病理・法医解剖の過程で取得されたものです。
研究に用いる試料・情報の種類	情報：患者さんの診療録から以下のデータを収集させていただきます。 ・ 年齢、性別、家族歴、既往歴 ・ 診察所見、治療内容、血液検査結果、画像検査結果。 ・ 試料：血液、剖検時摘出保存組織検体(副腎)
外部への試料・情報の提供	東北医科薬科大学への情報提供は、パスワード設定されたUSBメモリを送付することで行います（宅配業者のセキュリティ便（セキュリティサービス）を利用します）。また試料は東北医科薬科大学へ送付します。 個人情報の保護：試料・情報を提供する前に、氏名・生年月日・住所等の特定の個人を識別できる記述を削除し代わりに研究用の番号を付け、ど

	なたのものか分からないよう加工した上で提供します。個人と連結させるための対応表は、当院の研究責任者が保管・管理します。 また、この研究で取得した患者さんの治療に関する情報は、論文等の発表から 10 年間は保管され、その後は患者さんを識別する情報を復元不可能な状態にして破棄されます。また、患者さんが本研究に関するデータ使用の取り止めを申出された際、申出の時点で本研究に関わる情報は復元不可能な状態で破棄（データの削除、印刷物はシュレッダー等で処理）いたします。
研究代表者名及び 所属研究機関名	東北医科薬科大学医学部病理学教室 教授 中村保宏
研究組織 (共同研究機関名・研究責任者名)	本学の研究責任者 東北医科薬科大学医学部病理学教室 教授 中村保宏 研究分担者：東北医科薬科大学 医学部病理学・助教・島田洋樹 東北医科薬科大学 医学部病理診断学・講師・佐藤直実 既存試料・情報の提供のみを行う機関名称・担当者氏名 近畿大学奈良病院 病理診断科・教授・若狭朋子 大阪大学大学院医学系研究科 法医学教室・教授・松本博志 弘前大学大学院医学研究科 分子病態病理学講座・教授・水上浩哉
お問い合わせ先	本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。ご希望があれば、他の患者さんの個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。 また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。なお、お申し出による不利益が生じることはありません。ただし、すでにこの研究の結果が論文などで公表されている場合には、提供していただいた情報や試料に基づくデータを結果から取り除くことが出来ない場合があります。なお公表される結果には、特定の個人が識別できる情報は含まれません。 【照会先及び研究への利用を拒否する場合の連絡先】 〒983-8512 仙台市宮城野区福室 1-12-1 TEL 022-259-1221(代) 連絡先担当者 東北医科薬科大学医学部病理学教室 教授 中村保宏 研究責任者： 東北医科薬科大学医学部病理学教室 教授 中村保宏

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：上記「お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<個人情報保護法第21条>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合